



令和7年10月17日（金） 号 外 （第2号）

■ 目 次

規 則	ページ
○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則（総務課）	2
○群馬県動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）	2
選挙管理委員会告示	
○群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示	2

■ 規 則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年十月十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第六十一号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則（昭和三十二年群馬県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の表群馬県西部児童相談所の項中「高崎市」を「富岡市」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第六十二号

群馬県動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成十八年群馬県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第六十九号

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月十七日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に

関する規程（平成六年群馬県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式備考4中「541円31銭」を「586円88銭」に、「270,655円+28円35銭」を「293,440円+30円73銭」に改める。
別記第六号様式備考4中「7円73銭」を「8円38銭」に、「5円18銭」を「5円62銭」に、「386,500円」を「419,000円」に改める。
別記第七号様式その2（別紙）備考2中「541円31銭」を「586円88銭」に、「270,655円+28円35銭」を「293,440円+30円73銭」に改め、同様式その3（別紙）備考1中「7円73銭」を「8円38銭」に、「5円18銭」を「5円62銭」に、「386,500円」を「419,000円」に改める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 改正後の群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
